

公示番号：190074

国名：コソボ

担当部署：バルカン事務所

案件名：廃棄物管理能力向上アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：アドバイザー業務

(2) 格付：2号

(3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2019年6月上旬から2019年7月下旬まで

(2) 業務M/M：国内 0.20M/M、現地 0.80M/M、合計 1.00M/M

(3) 業務日数：国内準備 2日、現地業務 24日、国内整理 2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：5月8日(12時まで)

(4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年5月21日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|-----|
| ①業務実施の基本方針 | 16点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制等 | 4点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|-------------------|-----|
| ①類似業務の経験 | 40点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8点 |
| ③語学力 | 16点 |
| ④その他学位、資格等 | 16点 |

(計 100点)

類似業務	廃棄物管理に係る各種業務
対象国／類似地域	コソボ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

2008年2月に独立を宣言し、同年3月に日本が国家と承認したコソボ共和国（コソボ）は、日本との外交関係を2009年2月に樹立している。同国は旧ユーゴスラビア内の最貧国であり、長年ユーゴスラビア国及びセルビア国からの援助に依存していたため、自立的な経済構造を有しておらず、そのため独立後は経済復興と社会発展に重点が置かれ、環境分野にかかる取組みはあまり重要視されてこなかった。

一方、独立後の日・コソボ政策協議で、コソボは日本に対し環境分野への支援を要請した。これを受け、JICAは2010年3月に「環境管理基礎情報収集・確認調査」を実施した結果、廃棄物管理が最も深刻な課題の一つとなっていることを確認した。特に、ごみ収集車両の老朽化に伴う廃棄物収集率の低下が著しく、公衆衛生の観点から、その改善が急務となっていた。

コソボにおける廃棄物管理分野の開発政策は、「廃棄物管理戦略（2010-20）」が策定されている。同戦略では、ごみ発生に伴う環境汚染軽減、全国におけるごみ収集サービスの向上、ごみの減量、再利用・リサイクル（3R）による循環型社会の実現を目標としており、これに沿って2010年7月に無償資金協力及び技術協力プロジェクト「循環型社会へ向けた廃棄物管理能力向上プロジェクト」（2011年9月～2015年8月）（以下、「先行プロジェクト」）を実施した。先行プロジェクトの実施によって、地方自治体レベル（プリズレン市）における廃棄物管理能力が向上し、廃棄物管理計画が策定され、同計画に基づいた廃棄物管理条例の策定まで進んだ。また、新たな財源確保のため、廃棄物税が導入され、廃棄物管理計画実施のための予算計画といった制度面、および、公共サービス部内への廃棄物管理課の設置といった組織面の双方が強化され、廃棄物管理に関する基本的な枠組みが出来上がった。このようなプリズレン市での制度面、組織面における廃棄物管理能力の強化を本公示では、「プリズレン市の事例」と呼ぶ。

コソボ政府は、2017年6月から2018年6月までJICAが派遣した「コソボ共和国循環型社会に向けた廃棄物管理能力アドバイザー」（以下、「先行アドバイザー」）の助言を受け、プリズレン市の事例を全国展開するため、プリズレン市周辺の自治体に展開する意思を示している。現在、展開先の自治体として、スハレカ市、マリシェバ市、ドラガシュ市、ラホベッツ市の4自治体（以下、「プリズレン地域4自治体」）が選定されており、それら自治体を対象とした技術協力プロジェクト「循環型社会に向けた廃棄物管理能力向上（フェーズ2）」（以下、「後継案件」）が2018年8月に要請された。

なお、日本政府は、2019年2月、2億5,000万円を供与額とする廃棄物管理能力向上に係る無償資金協力「経済開発計画」の実施を決定し、プリズレン地域4自治体を対象にごみ収集車両等機材の供与が行われる予定。

7. 業務の内容

本業務従事者は、上記先行プロジェクト及び先行アドバイザーの成果を受け、後継案件の要請内容の精査を行いつつ、本業務のカウンターパート（C/P）機関である環境空間計画省（MESP）とともに、プリズレン地域 4 自治体における廃棄物管理計画の策定及び実施状況、同業務を担う職員の能力を把握し、プリズレン市の事例の導入前にそれら自治体が整備しておくべき事項を明確にする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2019年6月上旬）

- ① 現地派遣期間における業務内容を検討し、全体のワークプラン（英文）を作成し、JICA バルカン事務所へ提出する。
- ② JICA バルカン事務所とテレビ会議を開催し、ワークプラン（英文）の内容について説明し、派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。

（2）現地業務期間（2019年6月中旬～2019年7月中旬）

- ① コソボの C/P 機関にワークプラン（英文）の内容について説明し、業務内容について合意を得る。
- ② コソボの廃棄物行政において、先行アドバイザーの調査内容と現状を照らし合わせ、以下の項目に関し、変更・進捗があった部分を中心に情報を更新する。
 - ア) 廃棄物管理行政に関する MESP の実施体制、予算配分の現状に関する情報を収集し、実態を把握する。
 - イ) MESP における廃棄物管理に関する情報システム・データ管理体制の現状を調査する。
 - ウ) 他ドナーの活動/役割との重複を避けるために、特に GIZ と十分に協議を行い、実施中・実施予定案件の内容を把握する。
 - エ) 先行プロジェクトで支援した廃棄物管理計画をプリズレン地域 4 自治体で展開する場合の他ドナーとの連携可否と連携が必要となった場合の留意事項を明確化する。
- ③ プリズレン地域 4 自治体の廃棄物管理計画の有無の確認と実施状況を確認する。
- ④ 日本政府が実施を決定した無償資金協力「経済開発計画」において供与が見込まれる機材の内容を踏まえ、プリズレン地域 4 自治体の廃棄物管理体制を明らかにする。また、各自治体の職員の能力についても調査する。
- ⑤ 調査結果をもとに、C/P 機関と協議の上、プリズレン市の事例の導入を図る場合に、それら自治体が整備しておくべき事項を提案する。
- ⑥ これまでの業務の成果をまとめた現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑦ JICA バルカン事務所に現地業務結果報告書（英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

（3）帰国後整理期間（2019年7月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を JICA バルカン事務所に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン（派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文 2 部（JICA バルカン事務所、C/P 機関へ各 1 部）

(2) 現地業務結果報告書（派遣終了時）

英文 2 部（JICA バルカン事務所、C/P 機関へ各 1 部）

(3) 専門家業務完了報告書

和文 2 部（JICA バルカン事務所、JICA 地球環境部へ各 1 部）

体裁は簡易製本とし、電子データを合わせて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、東京-プリシュティナ間の往復に係る費用を計上して下さい。なお、派遣前の打ち合わせはテレビ会議を開催し、復路のみベオグラードに立ち寄り、バルカン事務所へ報告をしてください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程「7. 業務の内容」記載の派遣期間に応じて提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動にかかる車両の提供。

エ) 通訳備上

地方自治体との協議時等に必要な通訳備上。

オ) 現地日程のアレンジ

当初関係各機関へのアポの取り付け。

カ) 執務スペースの提供

MESP に執務スペースが提供される予定。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をウェブサイトからダウンロードないしは JICA 地球環境部環境管理グループ (TEL:03-5226-9504) にお問い合わせください。

- ・コソボ共和国循環型社会へ向けた廃棄物管理能力向上プロジェクト完了報告書 (<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000022710.html>)
- ・コソボ共和国循環型社会に向けた廃棄物管理能力向上アドバイザー業務専門家業務完了報告書
- ・技術協力プロジェクト「循環型社会に向けた廃棄物管理能力向上(フェーズ2)」要請書

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」
- ・本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バルカン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上